

令和元年9月定例会 経済委員会（付託）

令和元年9月30日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時42分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 日米貿易協定について
- ターンテーブルの運営状況について（資料1）
- 「豚コレラ」対策に係る現状について（資料2）

手塚農林水産部長

この際、3点、御報告させていただきます。

まず1点目につきましては、日米貿易協定についてでございます。

資料はございません。

去る9月26日未明、日米両首脳が共同声明に署名し、日米貿易協定が最終合意となったところであります。

これを受け、県では、早速同日、直ちにグローバル化対策本部会議を開催し、知事より、協定の内容について正確な情報収集に努め、速やかに県民・事業者の皆様を提供すること、協定の発効による影響について早急に関係団体から意見を聴取すること、国においてグローバル化対策予算が的確に措置されるよう政策提言を実施することの3点について、指示があったところでございます。

日米貿易協定につきましては、今後、10月に予定されております臨時国会で審議され、来年1月にも発効すると報道されております。

農林水産部といたしましては、関係する部局とともに、攻めと守りの対策にしっかりと取り組んでまいります。

2点目は、ターンテーブルの運営状況についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

この度、運営事業者より、今年4月から8月までの運営状況について、報告がありましたので、御説明いたします。

本年7月より、運営体制の大幅な見直しを図るとともに、飲食部門における施設レイアウトやメニューの全面的刷新をはじめとする、様々な取組を展開しております。

リニューアル後2か月が経過し、飲食・物販部門の月間利用者数及び売上額が前年実績を上回るとともに、高評価の口コミ投稿が増加するなど、その成果が現れつつあると考えております。

まず、1、令和元年度の利用者数・売上額の状況でございます。

（1）部門別の利用者数につきましては、表の計欄に記載のとおり、飲食・物販部門では6,931人が利用、ホテルでは6,350人が宿泊し、特に飲食・物販部門においては、リニューアル以降、大幅に増加し、前年実績を上回る利用者数となっております。

（2）部門別の売上額につきましては、表の計欄に記載のとおり、飲食・物販部門で2,292万2,000円、宿泊部門で3,413万7,000円となっております、特に飲食・物販部門においては、リニューアル以降、大幅に増加し、前年実績を上回る売上額となっております。

続いて、2、イベントの状況につきましては、前年に引き続き、徳島の食や文化をテーマとした多彩なイベントを展開しており、新たに阿波おどりと徳島の食を楽しむ定期イベントを開催するなど、徳島の魅力を体感していただいております。

また、3、主なメディア掲載等につきましても、全国紙への掲載やテレビ番組での放映、雑誌掲載など、様々なメディアで紹介され、施設や徳島に関する効果的な情報発信がなされております。

4、施設の更なる魅力アップに向けた今後の主な取組といたしましては、県や市町村が主催するイベントの積極的な受入れ、地元自治体と連携した「シブヤ×トクシマ」の取組、旬の食材フェアなどのメニューフェアの企画・開催などを図っていくこととしており、首都圏における情報発信と交流の拠点として、県産品の販売拡大、とくしま回帰など、施設本来の設置目的を果たしていけるよう、運営事業者との連携を緊密にしながら、取り組んでまいります。

3点目は、「豚コレラ」対策に係る現状についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

1、国内における発生状況でございますが、昨年9月、岐阜県岐阜市の養豚場において、国内では26年ぶりに豚コレラの発生が確認されました。

その後、周辺府県に感染が拡大する中、本年9月13日、関東地方では初となる埼玉県での発生が確認されたところであり、国内における感染拡大が新たなステージに移行したものと考えております。

なお、これまでの国内発生状況の概要につきましては、裏面を御参照ください。

次に、2、農林水産省の方針決定でございますが、国においては、去る9月20日、新たな豚コレラ対策として、飼育豚へのワクチン接種の方針を公表し、予防的ワクチン接種を可能とする防疫指針の改訂、豚コレラワクチンの増産要請を決定いたしました。

さらに、9月27日、防疫指針改訂案が提示され、野生イノシシで感染が確認された地域をワクチン接種推奨地域に設定するなどの考えが示されたところでございます。

3、本県の対応状況でございますが、（1）「多段階の防疫対策の強化」といたしましては、ネズミや野鳥などウイルスを畜舎に持ち込む野生小動物の侵入防止対策、県内の空港及び海港での靴底消毒の実施など、農場対策から国との連携による水際対策まで、多段階の防疫対策をより一層強化してまいります。

また、（2）「迅速な情報提供」と県内関係者との連携強化を図りますとともに、（3）「野生いのしし」に対する対応として、野生イノシシの農場侵入を防ぐ、侵入防止柵の設置を推進してまいります。

今後とも、国による防疫指針の改訂の動向を注視しつつ、豚コレラをはじめとする家畜

伝染病の侵入防止に向け、万全の対策を講じてまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山西委員

私から、先ほど部長からも報告がございましたけれども、日米貿易協定に関するお尋ねをしたいと思えます。

T P Pも含めてでございますが、国外との様々な協定等々の産物で環境・状況が目まぐるしく変化しておりまして、県民がこのスピードに付いていけるのかなと非常に危惧するところではありますが、そういう意味でも、やっぱり県がリーダーシップを発揮して、県民の皆様方、そして、特に農業関連の皆様方のお声をしっかりと把握していただくというのが極めて重要だと思っております。

そこで、お尋ねをしたいと思えますが、部長から報告がありましたように、9月26日、日米両首脳によって最終合意がなされたということでございます。まずは、その概要について御答弁いただきたいと思えます。

福良農林水産政策課政策調査幹

日米貿易協定の概要についてでございますが、日米貿易協定につきましては、アメリカがT P Pを離脱後、新たな日本との二国間における経済連携協定としまして、昨年9月にT P P水準を超えないものとするという合意の下、交渉が開始されまして、9月26日の国際連合総会における日米首脳会談におきまして、共同声明に署名され合意になったものでございます。

これまで政府から協定内容に関する情報は開示されておらず、今回の合意に合わせまして初めて協定内容は示されたところです。協定の内容につきましては、農林水産品につきましてはT P Pの範囲内に抑制されたこと、コメは関税撤廃・削減から除外されたこと、牛肉・豚肉につきましてはT P Pと同内容の関税削減と、ほかに輸入実績がない品目、T P Pで関税削減・撤廃した木材・水産品につきましては、今回全て除外となっております。

また、牛肉のセーフガードにつきましては、アメリカに別途24万2,000トンの低関税枠が設定されたところであります。

一方、日本からの輸出に関しましては、牛肉に関して現行の200トンの低関税枠が、同じ低関税の複数国枠に移行されまして、また、農産物の42品目の関税が撤廃・削減されたところであります。

山西委員

今答弁を頂きましたけれども、この度の貿易協定ではコメが対象外ということでございますけど、その他の農産物もTPPの範囲内ということでございますので、一安心であります。一定の評価ができるのではないかとこのように思っております。

ただ、新聞報道を見ておられますと、日本は約7,800億円分の関税を撤廃し、アメリカに市場を解放するというところでございまして、ここで心配になるのは、本県の農林水産物への影響であります。このあたり本県への影響についてどのように理解をしているのか、把握をしているのか答弁を頂きたいと思っております。

#### 福良農林水産政策課政策調査幹

本県の農林水産業の影響についてでございます。

これまでTPP11・日EU・EPAの大枠合意がなされた際には、国から品目ごとの影響額が示されまして、それに基づいて本県の影響額を試算しておりましたが、現時点におきましては、国から品目ごとの影響額は示されておられません。

今後、政府に日米貿易協定に関する説明と情報提供を求めまして、本県での影響につきまして精査してまいりたいと考えております。

しかし、既に政府から関税を削減・撤廃する品目が示されておきまして、牛肉や豚肉に関しましては影響が大きいのではないかと報道もされているところです。

県といたしましては、国から情報収集を行うとともに、まずは農林水産関係の団体の皆様から現場の声として、日米貿易協定に関する影響等をお伺いしてまいりたいと考えております。

#### 山西委員

早速、関係団体の方から意見を聴取するというところで、部長からも先ほど政策調査幹からも答弁いただきましたけれども、早ければ来年1月から協定が発効するというところでございますが、発効までにはかなりスピードが速い。時間がほとんどないという中でございますから、やはり早く対策会議を開いて、業界の方々の意見を早急に取りまとめていく。そして、その取りまとめた意見を国に発信していくという、このスピード感が極めて重要だというふうに思います。

意見聴取するといっても早くしないといけない。具体的にいつするのか、御答弁いただきたい。

#### 福良農林水産政策課政策調査幹

どのような事業者から意見を吸い上げて対応していくのかといった御質問でございます。

先ほど部長から御報告申し上げましたとおり、日米貿易協定の合意がなされたことから、県では直ちに経済グローバル化対策本部会議を開催いたしまして、速やかな情報収集や県民への情報提供、関係団体からの意見聴取、対策予算が的確に措置されるよう国に政策提言を実施することにつきまして、決定したところであります。

これを受けまして、まずは農林水産関係団体の方に日米貿易協定の影響につきまして、御意見を頂く会議を来る10月3日に開催したいと考えております。

その場で頂いた御意見を取りまとめまして、できるだけ早く国に対しまして政策提言を行いたいと考えております。

県といたしましては、加速する経済グローバル化の対応におきまして、攻めと守りの対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 山西委員

10月3日に早速、意見聴取をするということでございますので、先ほど申し上げましたようにしっかりとスピード感を持って対応していただきたいというふうに思っています。

既に発効しているTPP11や日EU・EPA等の経済連携協定については、世界最大の経済大国であり、農業大国であるアメリカとの協定が加わって牛肉や豚肉などの畜産物をはじめとする農畜産品への影響は避けられないというふうに考えておきまして、本県の基幹産業であります畜産分野の対策をしっかりと打っていかねばならないというふうに思っておりますので、農林水産業を守り育てる対策をしっかりと、そしてスピード感を持って取り組んでいただけるようお願いをしまして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

#### 仁木委員

私からは、報告にもありましたけれども、豚コレラの防疫に関する部分について、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

昨年9月に、国内では26年ぶりに豚コレラが発生いたしまして、1年を経過いたしまして、終息するどころか発生地域が増えているというような現状が起こっております。

先々週20日に、国のほうもワクチンを接種するという決定をしたわけでありましてけれども、一度、豚コレラが発生したら生産者にとって多大な損害、被害になるわけでありまして、私自身の個人的な見解でありましたら、もう少し早めにこのような決定がなされるべきでなかったのかなというようなことを思うわけでありまして。

全国で、発生以来これまで14万4,000頭が、殺処分なり何らかの対象となっているわけでありましてけれども、このワクチンの接種ということについては、本県においても想定をしておかなければならないと思っております。

本日の徳島新聞の二面にありましたけれども、ワクチンの接種を決めるのは、一次的には国であることは分かるのですが、まずは県内の養豚事業者の方と、豚コレラが近隣県のどこまで迫ってきたときにワクチンを接種してほしいとか、そういった意見交換なり協議を踏まえておくべきでないかと思っております。

それで、その部分が協議をされて、近隣県まで来たときにラインを引いて、そのラインまで来たときには、待ちの姿勢ではなく、国のほうに協議を依頼していくというような姿勢も必要なのではないかと思っております。

ですから、このことを踏まえて御見解を頂ければと思います。よろしくお願いたします。

#### 岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、仁木委員より、豚コレラのワクチン接種に関する県内関係者との協議、早め早めに対応をというような御質問を頂きました。

豚コレラのワクチン接種につきましては、去る9月20日、農林水産省豚コレラ防疫対策本部のほうで、飼育豚へのワクチン接種の方針が決定されまして、先週ではございますが、9月27日、牛豚等疾病小委員会におきまして防疫指針の改訂内容が示されたというところでございます。

その内容につきましては、野生イノシシでこれまで豚コレラ感染が確認されている地域をワクチン接種推奨地域と定めまして、県の判断で計画を作りまして、国がそれを確認するというような内容でございます。

先ほど、仁木委員より、徳島県の防疫対策におきまして、近隣県のどの辺りまでというようなお話もございました。

これまで、本県におきましては、豚コレラの発生を防止するために県内の家畜保健衛生所の家畜防疫員が養豚農家への巡回指導、また監視検査の強化を行っておりますが、その際、養豚農家からは、例えばワクチンに関しましては、地域限定では流通制限とかそのあたりが難しいので、なかなか対応できないのではないかと、あとは以前のように全国的にワクチン接種をするべきではないかというような様々な御意見があるところでございます。

本県におきましても、現時点ではワクチン接種推奨地域には該当いたしませんけれども、今後あらゆる危機的事象も想定いたしまして、県内の関係者の皆様方と早め早めの協議を行いまして、県内で発生させない防疫対策にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

## 仁木委員

ただいま御答弁を頂いたわけでありましてけれども、国の豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の改訂を見ましたら、これにおいては国が範囲を指定して、その中でワクチン接種をするかしないかを決めるというところに、県の出番というのがあると思えます。

ここで、県がどうやって判断するかということは非常に大事なんですけども、見てみたら都道府県でワクチン接種するまでの間に、国が取りまとめて2か月ぐらい要すると書いています。

皆さん御承知のとおり、豚コレラというのはイノシシからの感染ルートが非常に多いわけですし、先般も質問の際に申し上げましたけれども、イノシシとか鳥獣というのは、いわゆる自治体の境なんて関係ないわけで、どういように四国に入ってくるのかというルートも余り解明されていないのではないかと思います。

ですから、ここについては、指定を受けた際に県が迅速に判断できるような材料を先に研究しておかなければならないと私は思います。

その中で、出番はもう一つあると思えます。それがどこら辺まで来たときに、国のほうに指定を呼び掛けるなり協議するなりということが非常に大事になってくると思えます。そういった意味でも県内の畜産業者、特に養豚事業者の皆さん方とそういった意見交換をすること、また協議していくことは非常に大事だと思いますので、この点については是非とも、県内の事業者と協議を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

## 黒崎委員

まずは、ターンテーブルの資料が出てきました。リニューアル後は、比較的順調に進んでいるようなので、これは継続するように御努力いただきたいと思います。

しかしながら、その事業をする中で、あるいは商売ということの中で、一番大切な顧客管理というのがどこに表れているのかと思いながら見ていました。

施設の更なる魅力アップに向けた今後の主な取組というのは分かるのですが、商売をやっていますから、例えば顧客の管理は一体どのようになされているのかということがなければ説得力がないというように私は判断しましたが、そのあたりはどうでしょうか。

## 岡本もうかるブランド推進課長

ただいま、顧客管理ということで御質問いただいております。

ターンテーブルにおきましては、これまでも地域の住民の方、自治会等とも連携いたしまして、例えば、毎年4月には隣接公園で開催される桜祭りがございますとか、県産の春エンジンのPRや観光案内を実施してきたところでございます。

今回、7月にリニューアルを実施いたしまして、食事メニューを見直したことによりまして、豚汁をメインとした朝食等につきましては、ホテル利用者に限らず、近隣住民をはじめとする外部の方からも非常に好評となっております、常連客も出始めているというような状況になっております。

## 黒崎委員

今の御答弁では顧客管理が何かということが分かってないと思います。

例えば、何かイベントをしたときに、SNSでこんなことをうちが発信していますから、今後この情報を御覧になってくださいというような御案内であったり、あるいは頻繁に使ってくれるようなお客様のお電話番号なり御住所なり、個人情報のこととしましては、できれば頂戴して、そこに案内やダイレクトメール、あるいはSNSでメールを差し上げるといったことをしっかりできるような情報を集めなさいということが顧客管理。

そのあたりのことというのは、例えば、私事で申し訳ないのですが、私も十数年前に商売をやっていたけど鳴門の小さいお店でも、20年ぐらいやっていますと5,000人ぐらいの住所が集まります。5,000人超えていたと思います。そういったことでイベントをやるときにダイレクトメールを送るであったり、あるいはお電話するであったり、お客さんと直接結び付いているのですよということが顧客管理です。

これは、イベントの良し悪しもあるのですが、比較的ベースになる部分をしっかり捕まえるやり方です。これはここ10年いろんな情報の出し方が変わったとか言いますが、やっぱり同じような手法で同じような考え方で動いています。

そのところを県の立場として、経営者の方々にそのあたりもお話する必要もあるのではないかと思います。

そのことについては、もしされてないようであれば、改めてしっかりとこの顧客管理ということ、こちらのほうから仕掛けていかなかったら、待っておいたらこの情報は出てきません。ですから、こっちから仕掛けて、情報を集めいくということが大事ですという

ことを、経営者の方と御相談していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 岡本もうかるブランド推進課長

ただいま、顧客管理について御質問いただいております。

この度、7月の経営体制の変更に伴いまして、現在いろいろな改善の取組を進めているところですが、こうした顧客管理につきましても、昼食を食べられたり、夕食を食べられた方に対して、SNSで店の登録をしていただいた方にくじを引いていただくなど、そういったいろいろな新たなサービスは取り組んでいると聞いているところがございます。

#### 黒崎委員

入口の部分のそういうお話が聞きたかったのでありまして、それは当然ながら成果として、どう書くかは別として、こんなことをやっていますと今後の取組の中に書いておかないといけません。本当に大事なことなんです。顧客台帳として事業している人は皆持っています。それが無い商売というのは誠に不安定で、通りすがりのお客さんだけを相手にするというようなこととなります。SNSかハガキかという手法の違いはあるかも知れませんが、時代が変わっても顧客管理が大事というのは変わりませんので、そのあたりしっかりと、もう一回協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、3月にいっぱい議論されておるんでしょうが、和牛の受精卵が流出したという件でございます。これは3月に福山衆議院議員が国会で質問されております。

要するに、流出を防ぐための法律の整備ができていないのかというふうな問いに対して、政府の参考人の方が、WTOの協定と整合性があるので、それを確保するのが非常に難しく、なかなか議論が進まないところがあるというお話をしております。そういった議論が、平成18年の家畜の遺伝資源の保護に関する検討会というところで、既になされているということでもあります。

そういうことで、法律化していくのは難しいけれども更に検討するというところで、福山議員のほうからも、そうであるならば精子・受精卵の購入者の登録制度や流通の監視体制を強化するトレーサビリティ制度を設けてはどうなのかというふうなことに关しまして、同じく、平成18年の検討会で譲渡先を追加したところがございますという答弁が返ってきております。

ただ、この譲渡先を追加するというだけで、事件が終わった後にこんなことが分かってきたところで防止する策にも何にもならないような気がいたします。一番地元の徳島県自体が、果たしてどんな努力をなさっていくのかというのは、もしかしたら3月の委員会に出てきているのかも知れませんが、私はそのあたりのことを聞いていないので、徳島県としてどのような対応を今後取られていくのか、大変重要なことだと思います。

そのあたりを少し聞かせていただきたいと思うのですけど。

#### 鴻野畜産振興課長

本県におきまして、和牛受精卵の流出等について、どのような対応をしているのかという御質問でございます。



この件につきまして、本県、残念ながらこのような事態がありました。

家畜改良増殖法では、精液とか受精卵につきましては、家畜人工授精所という許可を受けた所で精液等を採取して販売するわけですけれども、畜産農家が受精卵を採取する形態もございます。

家畜改良増殖法では、農家が受精卵を採取して販売することの登録制度がきちんとできていない所がございます。今年5月1日付けで、徳島県和牛遺伝資源の流通管理の適正化に関する実施要綱という県の要綱を制定いたしまして、早速、立ち入り等を実施しているところでございます。

要綱に基づき、その義務付け、家畜人工授精所で精液の販売元、販売量、同じく受精卵の販売元、販売量の書類等を確認しまして、適正な流通をさせる対応をしているところでございます。

黒崎委員

人工授精ができる所、受精卵が販売できる所というのは、確か県内で2か所ですね。

鴻野畜産振興課長

当初、2か所ございましたけれども、今は少し増えているところでございまして、現在、家畜人工授精所として県が許可しておりますのは29か所になります。これは生産者等も含まれております。

黒崎委員

増えたということはどのように考えたらいいですか。

鴻野畜産振興課長

この点につきましては、家畜人工授精所と言いますのは、第三者に人工授精する開設者の位置付けでございまして、牛を飼っている畜産農家が、親類から急に今日は種付けをやってくれというような技術の提供を求められる機会もございまして、その場合には家畜人工授精所の認定をしておかなければいけないというところで、本来の業務に準じて取得しているところです。最近、酪農家とか肉用牛農家も孤立散在化しておりますので、それをフォローアップするような意味合いで、念のため、この許可を取っておく方が、最近急に増えたところでございます。

黒崎委員

畜産農家も減ってきたということで、そういったことで増えたのだろうということでございます。

いずれにしても、日本の財産でもあるし、県の重要な財産でございまして、牛のことだけではございませんけど、全てのことに影響してくるようなことでございまして、このあたりのことも業者の所へ行って、たまに顔出ししてチェックしたりしているのでしょう。

そういうことも頻繁に、県の職員の数も少なくなっていますが、出向いて話をすると

うふうなことも大事なのかなと思いますし、ましてや、そういった知識がなく、何となく売ってしまったというふうな、そんな雰囲気の流れがあったりするような事案でございますので、普段、こういったことに対する広報のような、当たり前なんだけど、やってしまったというようなことがある以上、もう一回、一に返って広報をしっかりとやらなければいけないと思います。そのあたり、いかがでしょうか。

#### 鴻野畜産振興課長

先ほどの黒崎委員からの、どのような広報、指導をしているのかという御質問でございます。

本県につきましては、5月1日の要綱を踏まえまして、家畜保健衛生所、また畜産振興課の職員が家畜人工授精所29か所の立入検査をしております。併せまして、県独自要綱として対応した特定畜産経営者と認定した経営者が、今88戸ございまして、それを合わせました117件、そちらの方々には、今年度4回程度立入りしますので、緊急的に今、指導をやっているところでございます。

併せまして、家畜保健衛生所発行の広報誌を畜産農家に配っておりますので、そういう機会を見計らいながら、指導しているところでございます。

#### 黒崎委員

分かりました。そういったことで動き始めておりますので、しっかりと継続をしていただきたいと思います。

その関連と言えれば関連なのではけれども、例えば今、地球温暖化でいろんな研究をなさっておられます。

6月議会の資料をもらったのですが、これには温暖化ということで幾つか書いてあるのですが、これに書いてある以外の研究もあるのでしょうか。これに書いてある以外の研究も合わせて、全体に温暖化と言われているものに対する研究というのは、どれくらい行なわれているものなのでしょうか。

#### 山本経営推進課長

ただいま、黒崎委員から地球温暖化、気候変動に対してどのような研究をしているのかという御質問でございます。

6月補正で要求させていただいたもの以外には、例えば水稲、最近、夏場の高温で登熟期に高温によりまして、白未熟が出るというようなことで1等米比率が非常に落ちているというようなことがございますので、平成28年度に県の奨励品種といたしまして、あきさかり、これは既に現地のほうに導入しておりますが、これとは別に今現在、試験研究のほうでコシヒカリに代わるような品種の研究をしているところでございます。

それから、様々な地球温暖化の影響によりまして害虫が発生いたしますし、例えばトンネル栽培のニンジンなどは、最近、気候の温暖化によりまして、非常にハウス内の気温上昇の時期が早まると生育適期というものもなかなか予測が難しくなっているというようなことがございますので、スマート農業の一面にもなってきますが、生育の予測ができるようなシステム開発、そういうものにも取り組んでいるところでございます。

黒崎委員

数は出てきませんでしたけど、6月補正のほかにも幾つかあるということのようでございます。

もちろん、これは県の農林水産総合技術支援センターが独自にやっていることもありますし、また大学と一緒にやっていることもあるでしょう。あるいは、団体と一緒にやっていることもあるし、個人と一緒にやっていることもあると思います。

何が聞きたいかという、そういった共同研究をしている所との契約であったり、あるいは成果の分配まできちんと書き込まれているのか、そんなものは必要ないという判断なのか、契約というのほどのようなになっているのか、あるいは口頭契約でいっていますということなのか。

事の善し悪しはあろうかと思いますが、契約ということについてはどのように対処されているのでしょうか、お尋ね申し上げます。

山本経営推進課長

ただいま、黒崎委員から共同研究等によります契約の状況とか、その相手方とどのような対応をしているのかというような御質問でございます。

協定を結んで研究を進めたり、あるいは共同研究をするときには共同研究契約というように書面で締結をして、そこに必要な責務だとか役割分担、あるいは費用分担、そういうところを明確にした上で進めてございます。

黒崎委員

成果の分配については、今お話をなさらなかったけど、そこまでの契約書ではないと判断してよろしいのでしょうか。

山本経営推進課長

すみません、成果についてでございますけど、例えば、県と相手方が共同研究したときには、その商標とか特許とかいったことにしたときには、持ち分の決め方だとか、あるいは成果ができたときに、その特許申請とかをどういうふうにしていくのかというようなところは書面で取り決めてございます。

黒崎委員

書面で取り決めてあるということでございますので、安心いたしました。

なぜこのようなことを言っているのかという、技術者とか研究者の数が県ではものすごく少なくなっているのです。本格的に温暖化であったり、いろんな気候変動に取り組んでいこうと思ったら、研究者とか技術者の確保というのはものすごく大事になってきているのですが、県職員もどんどん少なくなっていくような方向なので、どうしても民間の力を借りる、あるいは大学の力を借りるといふようなことになってきます。

そのあたりになってくると相手もただではしませんから、どんな契約が適切なのかということも、更に研究してしっかりと進めたいと思います。

県が持っている研究の成果というのは有形無形の資産でございますので、これから会計制度も変わって、資産の公表をしなければいけないようになっていくと思います。

全体のことを管財課に聞きましたら、それぞれの部局でその部分はやっておりますということでございます。農林水産部のほうに聞いたら、そういったものが百五十何項目あるということでございます。それだけたくさんありますから、しっかりとその管理をやるということと、あと研究の契約もしっかりやる。

法律的なことを今までどおりではなくて、今までどおり以上のことを求められてきていますから、それにきちんと合うような対応を取っていただきたいと思うのですが、農林水産部長、どのようにそれをお考えになっているか、少しお尋ねしたいと思います。この話は部長から聞かなければいけないと思いますので。

#### 手塚農林水産部長

今、黒崎委員から、これからいろいろ研究をしていく中で、県の研究職が少ないということで、共同研究を使っていく場面も増えるということで、共同研究を進めていく中で、今お話がありましたように経費はどうするのか、実際にできた成果というのはどのように分配するのか、そのあたりについてもきちんと決めておかないと、せっかくの研究が十分生かされないこともあるということでございました。

確におっしゃるとおりでございますので、我々、今後、県の施策を進めていくために必要な研究を進めていく、どんどんやっていく必要がございます。そのやり方として、共同研究を進めていく、その中でどういうふうに共同研究を十分進めていけるか、相手方との関係についても十分検討をしながら、円滑に、円満に、効果的に、好意的に、共同研究が進むように研究、検討してまいりたいと思います。

#### 黒崎委員

たくさん言うていただきましたが、私が言っているのは、民間との契約をしっかりとやってくださいということでございまして、これは役所に今まで足りなかったところだと思いますけど、そのあたりのことを今後しっかりとやっていただきたいと思います。

最後、もう1点だけ、水産の方にお伺いしたいのですが、かつて鳴門海峡で、タイ釣りのポイント辺りに遊漁船がたくさん来て困っているという話を鳴門町漁業協同組合の組合長から聞きまして、そのお話をしましたら、すぐに対応していただいてありがとうございます。

その対応の結果、どうだったのか、そのあたり少しお伺いしたいと思います。

#### 石田漁業調整課長

鳴門海峡周辺における遊漁船業と漁業との調整につきましては、6月の委員会で御質問いただきまして、その後、必要な事項を記載したパンフレット等を配布するというようにしていただいております。

そのパンフレット等につきましては、近日中、すぐにでもホームページに掲載するとともに、既に各周辺県、岡山・香川・兵庫の県庁経由で、それぞれの県内の遊漁船登録業者、あるいはマリーナへのチラシ配布、更に小型船舶の登録等事務を行う国の外郭機関で

あります日本小型船舶検査機構という所がございますが、その岡山・高松・神戸支部に対してもチラシ配布をしております。

併せて県内につきましては、鳴門周辺で操業する可能性のある遊漁船登録業者、あるいはプレジャーボートの方々が船舶の検査等をしていただくマリーナ及び地元漁協に対してのチラシ配布を現在行っているところでございます。

現在のところ、先日以降、こういうふうなトラブルがあるのだが、どうにかならないだろうかという御意見はまだ伺っておりませんが、秋以降に遊漁も盛んになってくるという情報は既に頂いておりますので、そのあたりの情報収集をしながら、また不足する部分があれば、検討してこういうふうな改善策ができるのではないかというようなことも行なってまいりたいと考えているところでございます。

#### 黒崎委員

ありがとうございます。今後とも、しっかりと現場に目を光らせて、遊漁船は仕方がないと言えば仕方がないところもあるのですが、鳴門鯛というのは、ポイントを決めたらその所に日夜、餌を落とし込む管理漁業になっています。もしものことがあったら多大な被害を被ることになりますので、しっかりと連携してやっていただきたいと要望して、私の質問は終わります。

#### 岡本委員

端的に質問しますから、端的に答えてください。

ターンテーブルについて、事前委員会の時に少し申し上げたので二、三点聞きますが、その前に、本会議で質問をした旧果樹研究所の職員のことについて答弁を考えておいてください。最初、ターンテーブルについて聞きます。

少し良くなったと報告を頂いたのだけれど、要は、目標値として利用者数が施設全体で年間2.8万人、宿泊部門が1.3万人の稼働率70パーセントです。それはどういうことになるのか、聞いたことだけ端的に答えてください。

#### 岡本もうかるブランド推進課長

ただいま、岡本委員から利用者数等につきます目標値の達成見込みについて御質問いただいております。

報告資料にございますとおり、7月のリニューアル以降でございますが、飲食・物販部門の利用者数につきましては、8月には対前年比172.8パーセントとなるなど、昨年同時期と比較いたしまして、かなりの増加が見られているところでございます。

また、宿泊部門の利用者数につきましても、7月には一時的に低迷したものの8月には改善され、現在はラグビーワールドカップなどの影響もあり、連日満室に近い稼働状況であると聞いているところでございます。

施設全体の利用者数の面では、昨年度を上回るペースで好調に推移していくものと考えておまして、令和元年度目標の2.8万人を達成する見込みと考えているところでございます。また、宿泊部門におきましても、現状で推移いたしますと、宿泊者数1.3万人、稼働率70パーセントの目標値についても達成できる見込みであると考えております。

このように、ターンテーブルはオープン当初から多くの方々に御利用いただいているところであり、徳島の情報発信、交流の拠点として、その成果を上げてきたと考えているところでございます。

#### 岡本委員

端的に大事なことを言ってくれた。要するに、達成するということは大事なことです。

次、飲食部門の売上高の目標は2億円です。さっきの資料で見ると、ここは難しいように思うけど、端的に答えてください。

#### 岡本もうかるブランド推進課長

岡本委員から、飲食部門の売上目標値の達成について御質問いただいております。

飲食部門の売上げにつきましては、リニューアル以降、報告資料にございますとおり、対前年同月比140パーセント以上で推移しているところでございます。また、現在、先ほども申し上げましたラグビーワールドカップ目当ての宿泊者に向けた大画面の映像でのパブリックビューイングを実施いたしまして、飲食を提供するなど、ホテル部門と連携しまして、創意工夫を凝らした運営を行っているところでございます。

また、今後も年末の繁忙期に向けまして、更なる改善が見込めるものと考えているところでございます。

一方、数値目標として掲げる2億円の売上につきましては、レストランやマルシェなど施設単独での売上げに加えまして、施設での商談会や食事、イベントなどを通じて県産品の取引につなげる、ターンテーブルをきっかけとした売上げを含めた総額として、算出しているところでございます。

今後とも、飲食・物販部門の更なる集客力のアップとターンテーブルをきっかけとした売上額の拡大を合わせまして、数値目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

今度は達成に向けて取り組んでいく、大分違いますね。でも、向けて取り組んでいくんだから、そのように理解をしておきますから、しっかり頑張ってください。

それから、ターンテーブルを運営する事業効果とか、費用対効果というのがやっぱり大事なんです。そこも端的に言ってください。

#### 岡本もうかるブランド推進課長

ただいま、ターンテーブルを運営する費用対効果等について御質問を頂いております。

県といたしましては、家賃負担部分に見合うような情報発信や生産者の販売拡大に資する取組ができていくか、すなわち、施設の設置目的をきっちり果たしているかが、本事業を継続する上で何よりも重要と認識しているところでございます。

ターンテーブルにおきましては、施設の開業以来、4万5,000人を超える多くの方々に御利用いただきまして、食や交流を通じて徳島を体感していただいているところでございます。

また、これまで140件を超える多くのメディアに取り上げられ、広報効果の面では、これまでの具体的な主な事例を申し上げますと、例えば、この7月に日経REVIVEという新聞の折り込み誌特集でございますが、地場食材に出会えるレストランにホテルまで備え、藍染ベッドカバーなど徳島をとことん味わい尽くせる仕掛け、自治体のセルフプロデュース力を発揮した特徴的なアンテナショップの事例として紹介されますとともに、2019年2月には、大手出版社が発行する、おとなの週末という雑誌におきましては、ホテル利用で手軽に徳島尽くしの1泊2日、徳島食材満載の朝食ビュッフェは宿泊する価値は十分、レストランとバーを備え徳島の魅力を発信など、都内の話題のホテルとして掲載されたところでございます。

また、今年1月、Hanakoという雑誌におきましては、食の業界で活躍する53人の飲食関係者が全国からベストグルメ1軒ずつを紹介するコーナーで、都内有名レストランオーナーが、徳島から毎日届く食材と徳島のクラフトビールと一緒に味わえるうれしさと、ターンテーブルを紹介していただいております。

また、テレビにおきましても、TBSのはやドキ！という朝の情報番組におきまして、この8月、TBSの女子アナウンサー2名が施設を訪れ、大胆な発想による話題のアンテナショップとして紹介されまして、ランチの県産野菜ビュッフェや5階スイートルームなどを紹介していただいたところでございます。

このように、施設の特徴的なコンセプトからグルメの分野に限らず、ファッション、旅行、建築、行政など、様々な分野のメディアに取り上げられ、これが他県アンテナショップとは異なるターンテーブルの強みと考えております。

例えば、これを広告記事に換算いたしますと、雑誌1ページ当たりで100万円以上の広告費が必要とも言われており、それらの広告費用を積み上げただけでも、優に経費負担額を上回る効果が発揮されているものと考えているところでございます。

## 岡本委員

最後の県負担額を上回る効果が発揮されていると思うというところ、それはいいのですが、まず県議会議員が思わないといけないし、県民の人がそう思わないといけない。そういうことが大事です。今しっかり言いました、もう二度と言いませんが、その思いは、しっかり皆で頑張ってください。

本会議の質問でターンテーブルが出来る前に質問をして、ターンテーブルのオープンの日も僕の質問に知事が答えて、ずっと気に掛かっている。僕だけではなく、皆が気に掛かっている。だから、もう一回言いますが、県負担額を上回る効果、そこは皆がしっかり感じるようにしないといけないので頑張ってください。まだまだ、これからが大事です。

本会議の質問では、かんきつアカデミーとか旧果樹研究所のことで、いろいろお世話になりました。8月にリニューアルオープンと知事が言ってくれたのですが、樫本元議員のことで頭がいっぱいだったもので、その時コメントでこう言おうと思っていました。

8月オープンですが、今、県の職員は、多分どこかにいるのでしょうか、何人ぐらいで、どこにいるのでしょうか。その辺を聞かせてください。

## 山本経営推進課長

ただいま、整備している旧果樹研究所の職員の状況ということで御質問を頂きました。  
今、旧果樹研究所のほうでは、かんきつアカデミーの講座をしております、それに対しては石井の農林水産総合技術支援センターに所属している者が、旧果樹研究所のほうに詰めて対応しているところがございます。

#### 岡本委員

8月に立派なものができるリニューアルオープンするじゃないですか。学生のゼミが来たり泊まったり、いっぱい答弁してくれました。

そうしたら、例えば、そこの玄関とか入り口に、県の職員が2人は要ります。建物は出来たけど、誰もいないというわけにはいかない。そこは今言っておかないと、8月オープンだけど4月から要るでしょう、答弁してください。

#### 山本経営推進課長

ただいま、岡本委員のほうから、来年8月のオープンを目指して職員の体制整備ということで御質問を頂きました。

本会議でも答弁がありましたように、この旧果樹研究所については、カンキツ人材の育成、新たな交流の創出、それから地域活力の向上と、大きく三つの機能を持たせた施設として運営に当たっていきたいと考えております。

委員のおっしゃるように、当然、このような三つの機能を存分に生かすためには、職員の配置というのが必要でございます。そういった施設機能を果たすための職員については、今後どのような体制にするか、十分こちらのほうで検討させていただきまして、人事当局のほうにも協議をして、十分機能を発揮できるように検討を進めていきたいと思っております。

#### 岡本委員

ありがとうございました、もう言いません。できると思います。

樫本元議員もそうですが、少し出席率が悪いけど僕も塾生で、県の企画総務部長をされていた方とかも入っています。これからはミカンですというので、56人だったか、すごく塾生がいるのです。すごく眺めもいい所だし、特に4月の春は桜が最高な所なので、その頃には大体きれいになりかけていると思うので、委員の皆さんにもお越し<sup>しつた</sup>いただいて、いろいろ農林水産部を叱咤激励してほしいと思います。

#### 仁木委員

すみません、豚コレラの関係で聞き忘れておりました。申し訳ありません。

報告していただいた書類、3、本県の対応状況の（3）についてでありますけれども、先ほども申し上げましたように、感染ルートについては、イノシシからの感染が多いということでありまして、このイノシシ、本県については全て陰性というような格好になっておるのですけれども、この検査方法についてどういうような、例えばですけれども、死亡で発見されたものだけをされているのか、それとも撃って、それをいわゆる牛とかで言えば、放射能検査のように検体を採ってから義務付けられているのか、少しそのあたりを教



えていただければと思います。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、仁木委員より、野生イノシシの豚コレラの検査につきまして御質問を頂きました。

昨年9月9日に、岐阜市のほうで、飼育農場で豚コレラが発生して、5日後の9月14日、同じ岐阜市で死亡した野生イノシシから、豚コレラの感染が確認されたということで、国においては同日付けから全国の死亡した野生イノシシの検査を行なうことを決定いたしましたして、9月14日、全国の都道府県に対して通知が行なわれたところです。

本県におきましても、死亡した野生イノシシの検査を行なうべく、市町村、また猟友会等に御協力いただきながら、死亡した野生イノシシに加えまして、狩猟により捕獲したイノシシの検査も行なうことといたしまして、これまで23頭、死亡した野生イノシシが8頭、それと狩猟により捕獲したイノシシ15頭の豚コレラの検査を行ないまして、全て陰性を確認し、県内の清浄性が保たれているということを確認しているところでございます。

引き続き、市町村、また猟友会の皆様方の御協力を頂きながら、県内の野生イノシシの豚コレラの検査を継続していきたいというふうに考えております。

仁木委員

死亡したのみではなくて、本県については狩猟で撃った後の分についても、検査をし始めたということで安心をいたしました。引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（11時47分）